枚方市条例第　17　号

枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

附　則［令和6年3月7日公布］

この条例は、令和６年４月１日から施行する。